

平成30年10月から

年間平均額により随時改定を届け出すことができます

平成30年10月改定(平成30年7月以降に固定的賃金変動するもの)以降の随時改定について、定時決定と同様に、年間平均額による保険者算定を届出ることができるようになります。

年間平均額を用いた随時改定の改定要件

以下の①～④の全ての要件を満たした場合、年間平均額により随時改定を届出ることができます。

改定要件 ①	現在の標準報酬月額と随時改定の標準報酬月額【A】との間に「2等級以上の差」が生じていること。
改定要件 ②	随時改定の標準報酬月額【A】と、年間平均額の標準報酬月額【B】との間に「2等級以上の差」があること。
改定要件 ③	随時改定の標準報酬月額【A】と、年間平均額の標準報酬月額【B】に生じる差が「業務の性質上例年発生することが見込まれること」。
改定要件 ④	現在の標準報酬月額と年間平均額の標準報酬月額【B】との間に「1等級以上の差」があること。

(定義1) 随時改定の標準報酬月額

【A】:昇給月または降給月以後の継続した3ヵ月間に受けた固定的賃金および非固定的賃金の平均額

(定義2) 年間平均の標準報酬月額

【B】:① 昇給月または降給月以後の継続した3ヵ月の間に受けた固定的賃金の月平均額

② 昇給月または降給月前の継続した9ヵ月と昇給月または降給月以後の継続した3ヵ月の12ヵ月に受けた非固定的賃金の月平均額

①, ②を合算した額から算出した標準報酬月額

【随時改定における年間平均保険者算定イメージ】



年間平均額を用いた随時改定の届出方法

年間平均額を用いた随時改定については、年間平均額を用いた定時決定同様、事業主が被保険者の同意を得た上で申したることとなります。

詳細は、以下のとおりとなります。

申立てをご希望の事業所様については、当組合より下記書類をお送りいたしますので、ご連絡ください。

- (1)「健康保険 被保険者報酬月額変更届」…備考欄に「年間平均」と記入してください。また、「⑩修正平均額」欄に年間平均の額を記入してください。
- (2)「年間報酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)」…【様式1】
- (3)「健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(随時改定用)」…【様式2】

※必要に応じて、賃金台帳等の資料を提出していただく場合があります。